

復興推進委員会について

1. 復興推進委員会構成員

委員長	伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 総合研究開発機構（NIRA）理事長
委員長代理	秋池 玲子	ホストコンサルティンググループパートナー&マネージング・ディレクター
委員	秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
	岩 渕 明	岩手大学理事・副学長 三陸復興推進機構長
	大山 健太郎	アイリスオーヤマ代表取締役 仙台経済同友会代表幹事
	菊池 信太郎	医師 「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」マネージャー
	佐藤 雄平	福島県知事
	白根 武史	トヨタ自動車東日本取締役社長
	大仁 邦彌	公益財団法人日本サッカー協会会長
	達増 拓也	岩手県知事
	田村 圭子	新潟大学危機管理室 災害・復興科学研究所（協力）教授
	中田 俊彦	東北大学大学院工学研究科教授
	松原 隆一郎	東京大学大学院総合文化研究科教授
	松本 順	みちのりホールディングス代表取締役
	村井 嘉浩	宮城県知事

(15名)

(五十音順、敬称略)

2. 復興推進委員会関係条文

① 復興庁設置法（平成23年法律第125号）【抄】

（復興推進委員会）

第十五条 復興庁に、復興推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十六条 委員会は、委員長及び委員十四人以内をもって組織する。

2 委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

② 復興推進委員会令（平成24年政令第24号）【抄】

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員長及び委員の任期）

第一条 復興推進委員会（以下「委員会」という。）の委員長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員は、非常勤とする。

（委員長）

第二条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（委員長代理）

第三条 委員会に、委員長代理を置き、委員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

2 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

以下 略